

主な施策資料

－ 目 次 －

○ 郵便局での自治体窓口業務等の取扱いの推進	P 1	○ 地域の「埋もれたお困りごと」の発掘と解決支援	P 16
○ 郵便局を活用したマイナンバーカード普及	P 4	○ 災害時における郵便局の局舎・車両等の活用	P 17
○ 自治体マイナポイント事業での郵便局との連携	P 6	○ 郵便局と連携した買い物支援サービス	P 18
○ 地域交通施策における郵便局との連携	P 7	○ 郵便局を活用した交流拠点づくり	P 19
○ 統計調査の実施における郵便局との連携	P 8	○ スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス	P 20
○ 郵便局と連携した消防団への加入促進①	P 9	○ 郵便局を活用した空き家対策	P 21
○ 郵便局と連携した消防団への加入促進②	P 10	○ 郵便局と連携したオンライン診療	P 22
○ 郵便局と自主防災組織等の連携促進	P 12	○ 備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送	P 23
○ 郵便局員の集落の課題解決の取組への参画	P 14	○ デジタル地図の地域社会における活用	P 24
○ 日本郵便（株）本社における社外プロジェクトへの参画の試行的実施	P 15	○ 大規模災害等 緊急時の郵便局データの活用	P 25

- 郵便局で取り扱う自治体窓口事務には、自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の受付・引渡し等の郵便局事務取扱法※に基づき受託する事務、自治体独自の事務、その他の行政事務が含まれる。
- 現行、郵便局事務取扱法に基づく事務も含め、**自治体窓口事務**のほぼ全てが**郵便局**で取扱い可能となっている。
- 人口減少下において自治体の支所や窓口等を支えるリソースが減少する中で、行政事務の効率化や住民の利便性の向上の観点から、地域の実情に応じ、自治体の窓口事務等について郵便局における取扱いを推進

※「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」。受託にはあらかじめ、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

(1)自治体事務受託合計(重複を除く)

事務内容	取扱状況（令和4年12月末）	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	399	5, 767

(2)自治体独自の事務であって、郵便局が受託している事務

事務内容	取扱状況（令和4年12月末）	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売等	283	5, 375

(3)郵便局が受託している行政事務

事務内容	取扱状況（令和4年12月末）	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書、児童手当の各種請求書・届出書等の取次ぎ	22	49

(4)郵便局事務取扱法に基づき、郵便局が受託している事務

事務内容	取扱状況（令和4年12月末）	
	自治体数	郵便局数
証明書交付等事務(合計)	166	561

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付
- ② (地方税の)納税証明書の交付
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の除票の写しの交付
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し※
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等※
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等※
- ⑧ 印鑑登録証明書の交付
- ⑨ 印鑑登録の廃止申請の受付※



長野県泰阜村



栃木県日光市における自治体事務の受託

※令和3年5月の法改正により追加。

今後の取組

- ・ 郵便局事務取扱法等により自治体窓口事務を郵便局が取り扱っている事例等について、全国の自治体・郵便局に対して広く周知
- ・ 住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカード申請が完結できるよう、郵便局事務取扱法の改正案を今国会に提出。
 - 改正法の成立後、普及に向けて自治体と郵便局を伴走支援。
 - 環境が整った郵便局を中心に、取り扱う事務を拡大するよう働きかけを実施。

担当:総務省自治行政局行政経営支援室 TEL:03-5253-5519

担当:総務省情報流通常行政局郵政行政部企画課 TEL:03-5253-5964

この法律は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、郵便局において、住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。

1 郵便局に取り扱わせることができる事務

地方公共団体は、郵便局株式会社の営業所であって郵便窓口業務を行う一定の基準に適合する郵便局を指定することにより、当該郵便局において、次の9種類の事務の全部又は一部について、取り扱わせることができる。

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付の請求の受付及び引渡し
- ② (地方税の)納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新の申請の受付等
- ⑧ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ⑨ 印鑑登録の廃止申請の受付

※ 郵便局の基準【第3条第1項】

- ・郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識・能力並びに施設・設備を有すること。
- ・郵便局取扱事務について、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置等が講じられていること。

※ 郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②協議が調った後、地方公共団体の議会の議決が必要。【第3条第2項・第3項】

※ 地方公共団体は、指定した旨、当該郵便局の名称、郵便局取扱事務、取扱期間を周知するよう努めなければならない。【第3条第4項】

2 上記事務の適正かつ確実な執行確保のための措置

- ① 地方公共団体の長が必要と認める場合の郵便局に対する報告請求・指示【第4条】
- ② 日本郵便株式会社による情報の目的外利用防止のための措置【第5条】
- ③ 事務取扱郵便局職員の秘密保持義務及び罰則の適用(みなし公務員)【第6条】

(参考) 自治体窓口業務等の包括事務受託の事例（長野県泰阜村）

長野県泰阜村(やすおかむら)は、令和元年7月29日から、村の南部にある南支所の業務を包括的に近隣の郵便局が実施することとし、当該支所は廃止

経緯

平成29年 検討開始

- ・日本郵便が、泰阜村に対し、「自治体と郵便局が連携して、住民サービスにつながるようなことが何かできないか」との打診があり、泰阜村が検討開始
- ・南支所には女性職員1名が常駐
- もともと職員1名だけの対応に内部統制上の課題があり、さらに当該職員が定年を迎えることが課題になっていた
- 行政経費削減のため支所の廃止と、温田商店街の活性化を狙って、包括事務受託を検討

平成30年度 村議会全員協議会において議論

平成31年1～3月 住民説明会(3回)

令和元年6月 村議会において議決

(役場支所廃止・特定の事務を取り扱う郵便局の指定)

令和元年7月17日 日本郵便と契約締結

令和元年7月29日 取扱開始



旧南支所の業務

泰阜村から
郵便局に委託

郵便局事務取
扱法に基づき
郵便局で実施

温田郵便局

【郵便業務】

【住民福祉関係の届出等】
国民健康保険関係の各種届出、介護保険関係の各種届出、児童手当の各種請求、飼い犬の登録 等

【泰阜村独自の事務】

ごみ処理券の販売、使用済み小型家電回収ボックスの管理、役場との書類の取次 等

【公証行為に関する事務】

戸籍謄本等の交付、納税証明書の交付、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付、印鑑登録証明書の交付、住民異動（転出）、印鑑登録（廃止）

1 郵便局への申請サポート業務の委託推進

- 令和6年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナンバーカードの申請機会をより多く確保するため、すでに申請サポートが行われている携帯電話ショップの所在しない団体及び交付率が低い団体を中心に、年度内に3,000局での委託を目指す。
- 自治体に対して、郵便局による申請サポート業務の積極的委託の検討等を要請。特に、交付率が低い団体に対して、個別にフォローアップを実施。
- 日本郵便に対して、申請サポート業務の積極的受託の検討、個別自治体への訪問等を要請。訪問の状況等について、定期的なフォローアップを通じて状況把握を実施。
- 総務省が実施する、携帯電話ショップの所在しない団体における申請サポート業務について、1月10日より2,294局で開始。
➤ 上記取組みの結果、840自治体、3,336局で委託を実現。(2月末時点)

2 利便性を実感できる活用策の普及

- 身近な郵便局においてマイナンバーカードの利便性を実感できるよう、マイナンバーカードで住民票の写し等を入手できるキオスク端末の郵便局への配置を推進。特に、証明書自動交付サービス対応のコンビニ等が所在しない団体を中心に設置を支援。
- コンビニ等が所在しない団体への証明書自動交付サービス端末の設置支援については、意向調査の結果を踏まえ補助要綱を策定中。
- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7%)を講じる。※財政力補正有り

3 電子証明書の発行・更新等に係る事務の委託推進

- 郵便局事務取扱法の改正により可能となった、電子証明書の発行・更新などに係る事務委託を推進させる方策を検討。特に、委託による効果が期待できる団体に対して積極的委託の検討を働きかけ。日本郵便に対しても当該団体からの積極的受託の検討を要請。
- 今年度末時点(見込み)では、7団体12郵便局に事務委託。市区町村に対し、12月に積極委託の働きかけも兼ねた意向調査を実施したところ、来年度の委託開始に向け、33団体が134郵便局を対象に調整・検討を進めているとの回答を得た。
- 引き続き、定期的な働きかけを実施するとともに、併せて委託を目指している団体のフォローを丁寧に行っていく。

4 マイナンバーカード交付申請に係る受付事務の取扱い

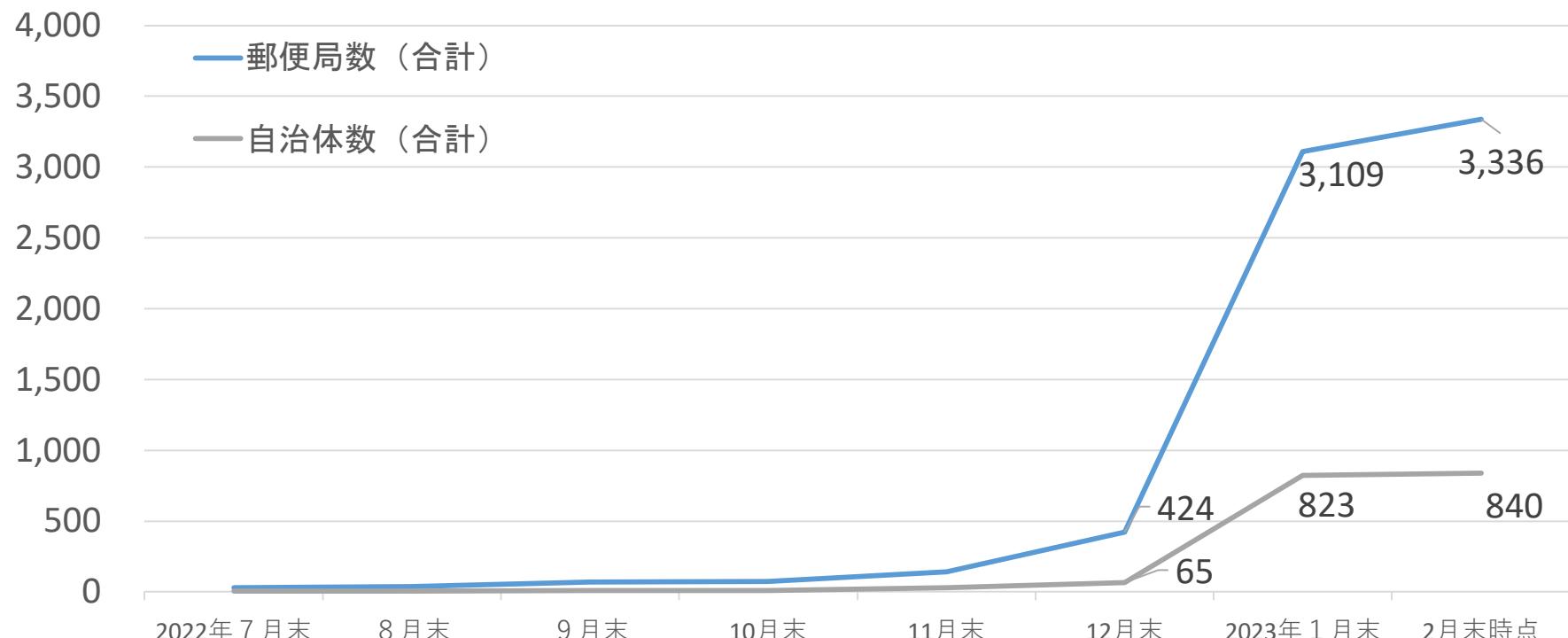
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び2024年秋の健康保険証廃止方針を踏まえて、マイナンバーカードの交付申請に係る受付事務を郵便局で完結できるように、必要な法律改正※を次期通常国会に向けて検討。
※地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)の改正を念頭
- 郵便局におけるマイナンバーカードの交付申請の受付等を可能とするよう郵便局事務取扱法の改正案を今国会に提出(3月7日)。
(改正法の成立後、普及に向けて自治体と郵便局を伴走支援。)

※ ○部分は中間とりまとめ(令和4年12月)における記載。●部分は更新・追記を実施。

(参考) 郵便局におけるマイナンバーカード申請サポートの実施状況（2月末時点）

- マイナンバーカードの申請サポート（申請書作成に関する説明、カードに用いる写真撮影、記入補助など）について、郵便局への委託を実施。申請サポートの拠点が増えることで、住民の利便性向上や既存窓口の混雑緩和が期待される。
- 2月末時点で、840自治体、3,336郵便局において申請サポートを実施。
- このうち政府から委託により、携帯電話ショップがない724自治体、2,296郵便局において申請サポートを実施（1月10日開始）。

(団体、局)



	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末
郵便局数	29	39	68	75	140	424	3,109	3,336
自治体数	4	6	9	10	28	65	823	840

自治体マイナポイント事業での郵便局との連携

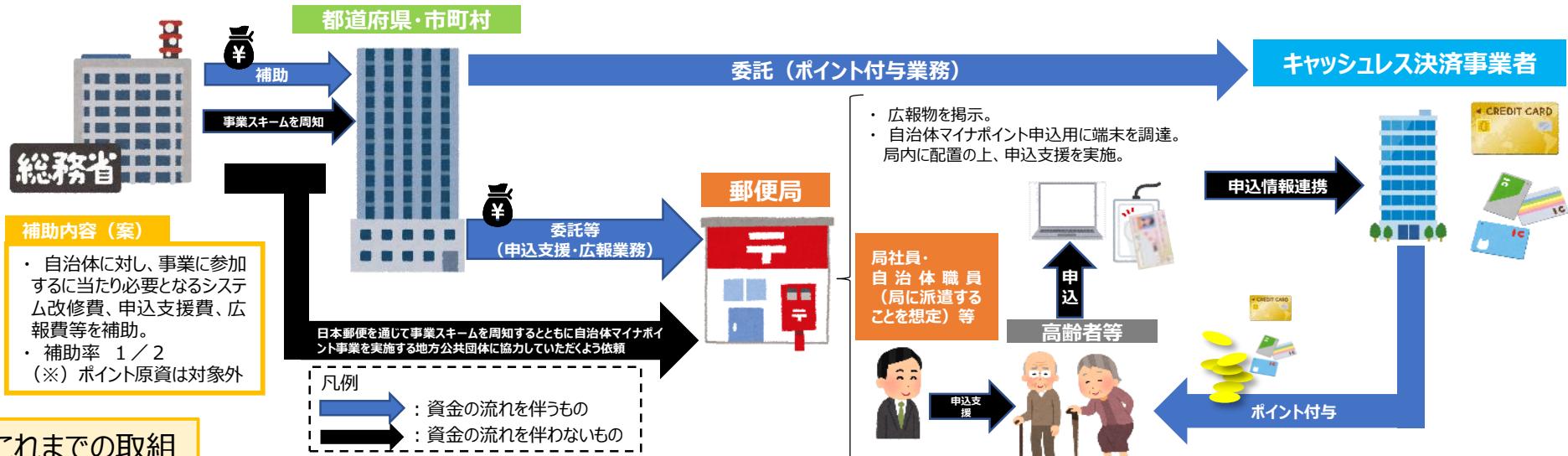
推進工程表③

施策の概要

地方公共団体が、自治体マイナポイント事業に係る申込支援や広報を実施する際に、令和4年度第2次補正予算に計上している補助金を活用して郵便局に委託等を行うことが可能である旨を周知するとともに、郵便局に対しても地方公共団体に協力いただくよう依頼する。

郵便局を活用できる理由、郵便局の「強み」

全国に約24,000局存在し、キャッシュレス決済に不慣れな高齢者層を始めとする地域住民に身近な郵便局と地方公共団体とが連携することにより、より効果的に申込支援等を実施できると考えられるため。



今後の取組

- 令和5年度以降、自治体における取組事例の収集を行い、令和5年の夏頃から事例の横展開を図る。

地域交通施策における郵便局との連携

推進工程表④

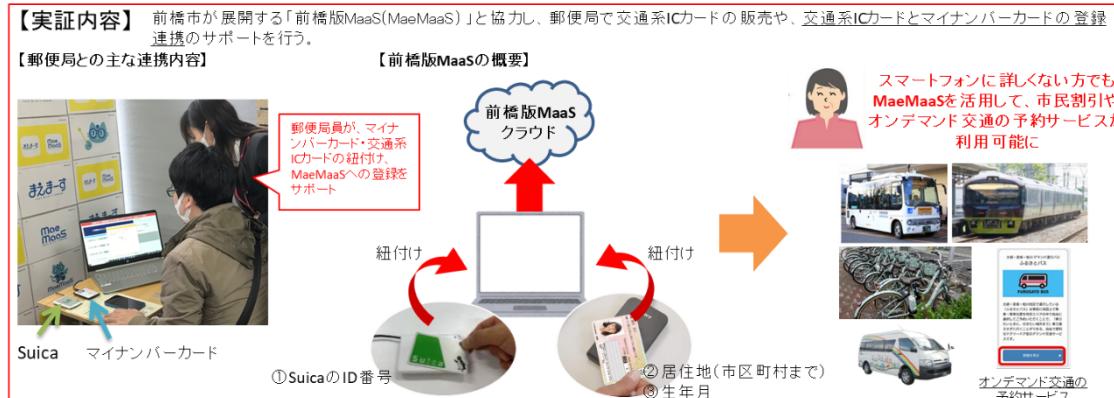
施策の概要

地域交通政策としての地域MaaSと郵便局が連携することにより、交通系ICカードとマイナンバーカードとの登録連携等について、郵便局を活用して郵便局でICカードの登録や、高齢者への丁寧な説明やサポート等

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

全国津々浦々に存在する24,000の郵便局の窓口拠点（拠点）があること

令和4年度 郵便局等の公的地域基盤連携推進事業
多様な交通モードを活用した地域交通政策の取組と郵便局の連携
(群馬県前橋市)



これまでの取組

- 令和4年度に実証実験を実施。

今後の取組

- 令和5年度以降、実用化に向けた調整を行うとともに、事例の横展開を図る。

施策の概要

- 全国津々浦々に存在する郵便局と、統計調査における連携について検討することを、公的統計基本計画に記載し、令和4年度末に閣議決定。
- 閣議決定に基づいて、総務省・日本郵便・地方公共団体等の実務レベルで、連携について検討を進める。



郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- 地域に密着した事業を担い、地域事情に精通し、住民から信頼を得ている郵便局において、同局が得意とする業務上のノウハウを活用して、統計調査の業務に関し何らかの連携を行うことができれば、一部の地方自治体の支援に大きく寄与することができる※。

※情報通信審議会郵政政策部会において、デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方について審議が行われているところ、その中で実施された全市町村に対するアンケート調査結果によると、「郵便局からの協力を期待する取組」として、「統計調査員」を挙げた市町村が331団体あった。

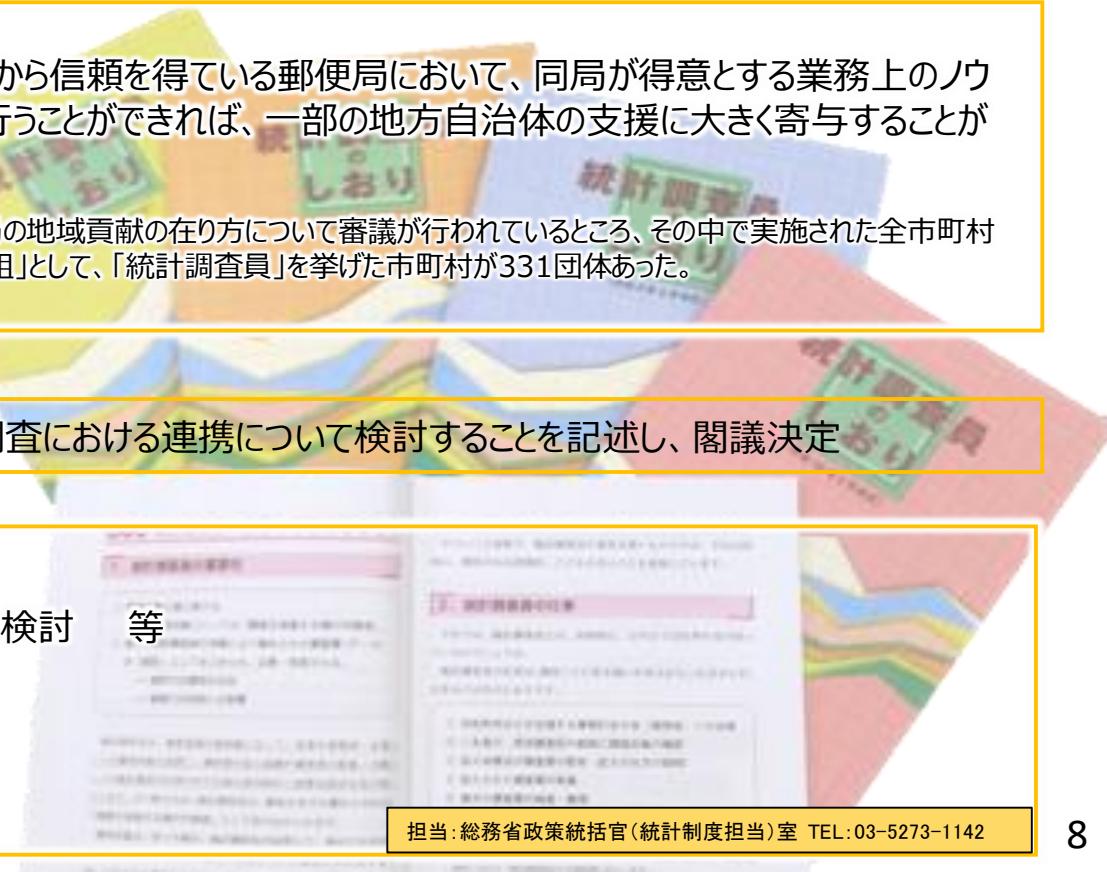
これまでの取組

- 令和4年度は、公的統計基本計画に、郵便局と統計調査における連携について検討することを記述し、閣議決定

今後の取組

- 令和5年度以降
▶総務省・日本郵便・地方公共団体等で実務レベルでの検討 等

※【参考】市区町村を通じて実施する大規模な統計調査
令和6年 全国家計構造調査
令和7年 国勢調査
令和8年 経済センサス-活動調査



施策の概要

- 郵便局社員の消防団への加入促進
 - 消防団に入団した郵便局社員が多い市町村等にヒアリングを行い、先進的な優良事例等を市町村に周知することで、消防団への加入促進に向けた取組を更に促す。
 - 日本郵便社内の郵便局社員向けの広報ツールなどで、消防団員として実際に活躍している社員を紹介する特集ページを設けてもらうなど、日本郵便において具体的な取組を依頼する。

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- 消防団員数は年々減少が続き、直近では前年から2万人以上減少する状況であるところ、郵便局社員は日頃から地域に密着した事業を担っており、地域の事情に精通していることから、同様に地域密着性を有する消防団活動に参画いただくことは地域の安全に寄与するものである。
- 現在、日本郵政グループ全体では、全国で6,000名を超える方が消防団員として活躍しており、地域防災の支えとなっている。

【郵便局との連携に関する優良事例】

愛媛県松山市では、消防団員の確保、大規模災害時の情報伝達手段の充実を目的として、平成17年に郵便局社員で構成される機能別分団を発足。平常時には、防災訓練や救命講習等にも積極的に参加・協力し、防火・防災の啓発と知識・技能の修得に当たっている。



松山市総合防災訓練に参加（令和元年度）

これまでの取組

- 令和4年度は、都道府県及び市町村における消防団と郵便局が連携した取組事例を収集（1月）とともに、地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向け、都道府県及び市町村に対し改めて郵便局との連携を依頼（2月）。
- 日本郵便の社員向け媒体で消防団への加入の周知（2月）。

今後の取組

- 令和5年度以降、引き続き消防団加入に向けた周知に取り組むとともに、郵便局と消防団の連携事例や、「消防団の力向上モデル事業」で得た事例の横展開を図る。

施策の概要

- 郵便局の施設等を活用した幅広い住民の加入促進など
- 消防団の魅力などを幅広く住民にPRするため、郵便局に消防団加入促進に係る新しい広報媒体（ポスター等）を掲示してもらうなど、更なる協力を依頼する。
- 消防団の力向上モデル事業（R4：郵便局と連携した事業の実績なし）の来年度の募集資料で、郵便局と連携した事業を具体例※として列举し、市町村等に対し、地域の防災活動に係る郵便局との連携を更に深めてもらうよう促す。
- ※ 郵便局の施設等を活用した住民向けセミナーや消防団募集イベントの実施、
その他、郵便局社員である消防団員の活動活性化のため、当該団員等が実施する先進的な取組を支援する など

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- 全国津々浦々に存在し多くの方が利用する郵便局において広報活動を行うことで、消防団を幅広い住民にPRできる。
- 地域に密着した事業を担い、地域事情に精通する郵便局社員に、地域の防災活動に参画いただくことは、地域の安全に大きく寄与するものである。

【郵便局と連携した消防団加入促進広報（例）】



消防団募集イベント
の実施（イメージ）



消防団員の入団促進用ポスター（R4）

これまでの取組

- 令和4年度は、郵便局におけるポスター等の掲示の協力依頼及び、都道府県及び市町村における消防団と郵便局が連携した取組事例を収集（11月）するとともに、地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向け、都道府県及び市町村に対し改めて郵便局との連携を依頼（12月）

今後の取組

- 令和5年度以降、引き続き消防団加入に向けた周知に取り組むとともに、郵便局と消防団の連携事例や、「消防団の力向上モデル事業」で得た事例の横展開を図る。

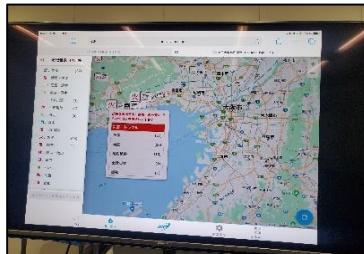
(参考) 消防団の力向上モデル事業

【施策の概要】【国費】 【R5 予算額 3.5 億円】

- 社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、様々な分野の事業を支援し、地方公共団体の創意工夫に満ちた取組を促す。
- 各取組をモデル事業として、全国へ横展開を図る。
- 令和5年度は、事業の上限額を1事業当たり500万円（令和4年度は200万円）に増額することとしている。

消防団の力向上モデル事業の例

○ 消防団DXの推進



消防団アプリの導入



車両動態表示装置の導入

○ 免許等取得環境の整備



準中型免許等の取得環境整備



ドローン操縦技能習得支援

全額国費(上限500万円)

○ 災害現場で役立つ訓練の普及



資機材取扱訓練



山火事想定訓練

○ 企業・大学等と連携した消防団加入促進



プロスポーツチームと連携した加入促進



大学祭での加入促進

○ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり



子連れ巡回活動



子連れでの広報活動

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 今後の予定：令和5年1月頃募集開始 ⇒ 令和5年3月末頃採択内示予定 ⇒ 令和6年2月末までに事業完了及び報告。

※ 各市町村・都道府県においては、消防団員のモチベーション、参画意欲の向上につながる新たな取組のため、積極的に活用されたい。

施策の概要

- 自主防災組織の一層の活性化を図るため、地域に根ざした郵便局と自主防災組織が連携を図り、平常時には防災訓練への参加や防災マップの作成、災害時には安否確認、避難誘導、避難所運営などに取り組む。
- 市町村等にヒアリングを行い、郵便局と自主防災組織の連携に関する先進事例を収集する。
- 来年度実施予定である「自主防災組織等活性化推進事業」の募集資料で、郵便局と自主防災組織とが連携した 事業を具体例として列挙することで、地域の実情に応じて、今後、より一層の連携を促進する。また支援した事業については、全国に横展開を図る。

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

郵便局は、全国23,681局、社員191,702人を有し、全国各地の自主防災組織と連携活動が可能であること。また防災士資格を有する郵便局長は17,665人（OB含む）と多く、地域の防災アドバイザーとしての参画も期待できる。

【連携する事業のイメージ】



【避難訓練】



【避難所・安否確認訓練】



【防災マップ作成】

これまでの取組

- 令和4年度は、都道府県及び市町村における自主防災組織等と郵便局が連携した取組事例を収集するとともに、郵便局と連携した取組を依頼（1月）。

今後の取組

- 令和5年度、郵便局と自主防災組織等の連携事例や、「自主防災組織等活性化推進事業」で得た事例の横展開を図る。

(参考) 自主防災組織等活性化推進事業

【施策の概要】【国費】 【R5予算額 1.0億円】

- 近年、災害が多発化、激甚化している中、地域の安全・安心を十分に確保していくためには、常備消防や消防団のみならず、自主防災組織等の活性化が不可欠となっている。
- また、自主防災組織の活性化は、幼少期から若年層に防災意識が醸成され、未来の消防団の担い手育成に繋がるなど、地域防災力の充実強化のための副次的な効果も期待される。
- そこで、地方公共団体が行う自主防災組織等を活性化するための施策を国費により強力に推進する「自主防災組織等活性化推進事業」を実施し、地域全体の防災力の向上を目指す。また、国費により支援する事業については、全国に横展開を図る。

自主防災組織等活性化推進事業のイメージ

○ 自主防災組織等の立ち上げ支援・担い手確保



自主防災組織の立ち上げ支援



少年消防クラブの立ち上げ支援

○ 防災教育・啓発事業



災害等体験学習



先進事例研修

○ 災害対応訓練・計画策定



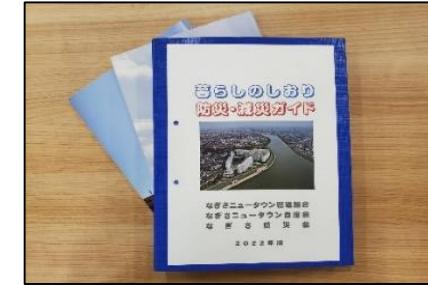
避難訓練



避難所運営訓練



応急手訓練



地域の防災計画策定

全額国費(上限200万円)

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 今後の予定:令和5年1～2月頃募集開始 ⇒ 令和5年3月末頃採択内示予定 ⇒ 令和6年2月末までに事業完了及び報告。
※ 各市町村・都道府県においては、自主防災組織等の活性化のため、積極的に活用されたい。

郵便局員の集落の課題解決の取組への参画

推進工程表⑧

施策の概要

- 人口減少・高齢化が進む集落において、地域の事情に精通した元郵便局員や現役の郵便局員が、集落の課題解決の取組へ参画することを促進。
- 今年度調査から実態を把握し、元郵便局員（本業に支障のない範囲で郵便局員を含む）を集落支援員として委嘱可能であることを示すとともに、集落の課題解決の取組へ参画可能な事例について、都道府県・市町村、郵便局に周知する。

郵便局を活用できる理由、郵便局の「強み」

- 郵便局は、過疎地など人口が少ない地域においても地域住民の生活圏ごとに拠点を有しており、地域住民が日常的に立ち寄る拠点でもあり、元郵便局員等は地域の事情をきめ細かく把握できること。

<課題解決に活用できる施策>

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和3年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,915人

自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,424人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

これまでの取組

- 令和4年度、集落の課題解決の取組への参画可能な事例について、都道府県・市町村、日本郵便に周知するとともに元郵便局員の実態について、その事例も含めて把握。

今後の取組

- 令和5年度以降、地域事情に精通している元郵便局員（本業に支障のない範囲で郵便局員を含む）を集落支援員として委嘱可能であることを示し、事例の発掘・周知を行う。

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方にについての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等



日本郵便（株）本社における社外プロジェクトへの参画等の試行的実施

- 2022年11月28日、日本郵政グループは、グループ各社本社において、社外プロジェクトへの参画等の試行開始を発表。
- 地方自治体が募集する案件は、地域貢献につながるものとして、特に推奨。

【「戦略的副業」の概観】

戦略的副業（3つの副業）

目的

1. 社員による社外副業

（勤務時間外だけでなく、週1日分までの勤務を削減して副業に取り組むことも可能）

※ 地方自治体が募集する案件は、地域貢献につながる副業として、特に推奨
（当グループの経営理念である、「社会と地域の発展に貢献」に直結）

イメージ1：本社社員が、平日1日は、地方自治体において地域課題解決プロジェクトに参画

イメージ2：本社人事部社員が、平日1日は、地方の中小企業において人事制度の設計業務に参画

2. グループ外の副業人材受入

（高い専門性や新たな知見が必要な業務に週1日分まで副業人材の受入を実施）

イメージ3：新規施策の検討業務へ、他社で知見ある人材を週1日の副業でアドバイザーとして受入

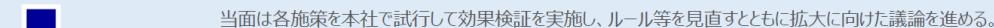
3. グループ間副業

（グループ内のプロジェクト業務等に週1日分まで社内副業人材の受入を試行）

イメージ4：新規ビジネスの企画業務へ、自身の案を実現したい社員が週1日の社内副業として参画

< 試行にあたって >

当面は各施策を本社で試行して効果検証を実施し、ルール等を見直すとともに拡大に向けた議論を進める。



組織風土の変革

×

社員の成長

< 組織 >

新たな知見・考え方を取り入れることによるイノベーションの創出・組織の活性化

< 社員 >

社内や自部署の業務とは違った業務に触れることを通じた社員の成長

日本郵政グループプレスリース資料
(令和4年11月28日)より抜粋

地域の「埋もれたお困りごと」の発掘と解決支援

推進工程表⑨

施策の概要

行政サービスの窓口や地域の拠点としての郵便局、地域の実情に精通した市町村、地域に根ざした行政相談委員及び行政相談の更なる連携を図り、郵便局の強みを活かして、行政をめぐる「埋もれたお困りごと」を発掘することにより、地域の課題解決を通じて地方の活性化を目指す。

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- 遠隔地など人口が少ない地域においても地域住民の生活圏ごとに拠点を有しており、地域住民が日常的に立ち寄る拠点であること
- 地域の拠点としての優位性、豊富な人的ネットワークを有していること

<上記の郵便局の「強み」を活かした施策>

① 地域のキーパーソン、郵便局員、市町村職員・集落支援員、総務省職員・行政相談委員等による懇談会等の開催

地域のお困りごとを行政相談につなぐ仕組みとして懇談会等を開催して、対応が難しい地域の行政課題について認識を共有し、課題解決に向けて「協働」する。

② 地域における情報発信の拠点としての活用

地域の拠点である郵便局において、行政相談のPR、その他行政情報等の発信を行う。

- ・ 災害時に、各地域の行政相談センターが作成する「支援窓口ガイドブック」を新たに郵便局に備え置き、提供
- ・ 行政相談に係るポスターの掲示、パンフレットの配布など各種広報の実施等

これまでの取組

- 令和4年度は、元郵便局長の行政相談委員等へのヒアリングを実施し、懇談会の実施に向けて検討。

今後の取組

- 令和5年度以降、郵便局ごとの実情等に応じた個別の取組について具体的に検討。まず、懇談会を試行的に実施（令和5年度前半）し、事例を創出して、横展開を図る。



行政相談委員が開催した行政相談懇談会の様子



令和3年7月・8月大雨災害時の「支援窓口ガイドブック」
(佐賀センター作成)



施策の概要

自治体が災害時に住民避難や物資輸送を円滑に実施することができるよう、地域の実情に応じて郵便局の局舎や車両等を活用する。

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- ・全国津々浦々に局舎が存在し、住民の認知度が高いこと
- ・車両・バイク等を所有し、域内の施設への配達ネットワークがあること

災害時において速やかに郵便局の施設・車両等の活用が図れるよう、以下のような項目について、郵便局・自治体間の連携を促進する。

①災害時における車両・バイク等の活用

災害時の物資輸送等のため、局保有の車両・バイク・自転車を活用



②指定緊急避難場所・津波避難ビル等としての活用

局舎を、自然災害に対する指定緊急避難場所・津波避難ビルや、国民保護法に基づく避難施設に指定し、災害時等に住民が避難
(津波避難ビルの例) 高知中央郵便局、津中央郵便局等



これまでの取組

- 令和4年度、先行事例を都道府県・市町村の防災部局及び日本郵便から収集（～3月）。

今後の取組

- 令和5年度以降、各都道府県及び市町村の防災部局並びに日本郵便あてに先行事例をとりまとめた通知を発出（令和5年度前半）し、事例の横展開を図る。

郵便局と連携した買い物支援サービス

推進工程表⑪

施策の概要

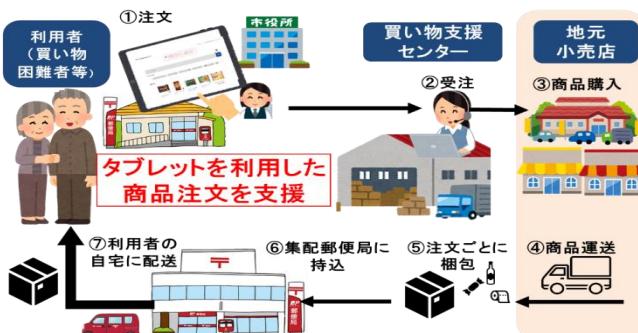
- 人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々、いわゆる「買物弱者」への対策が必要となっている。
- スーパーや商業施設に行くことが難しい住民のために、郵便局に設置したタブレットを利用してオンラインで商品を注文し配送するなどの買い物弱者のための買い物支援の実証実験を行い、実用化に向けた調整を行う（施策①）
- 全国津々浦々に存在する郵便局を活用し、例えば地域運営組織や地元スーパーとの連携により、買物支援を行う（施策②、③）

郵便局を活用できる理由、郵便局の「強み」

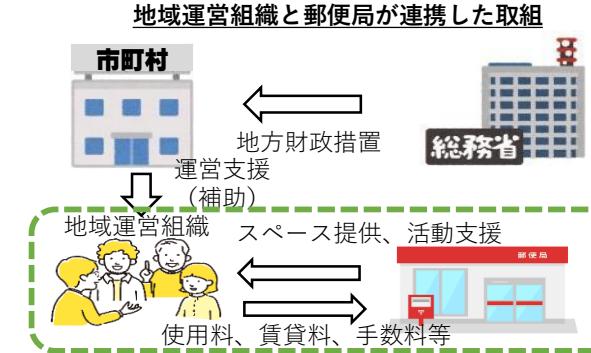
- 郵便局は過疎地など人口が少ない地域においても地域住民の生活圏ごとに拠点を有しており、地域住民が日常的に立ち寄る拠点でもあることから、当該地域の生活圏を支える地域運営組織（6,064団体）等との連携が可能。

<課題解決に活用できる施策①>

令和4年度 郵便局等の公的地域基盤連携推進事業
郵便局を活用した買い物サービス支援の実証
(熊本県八代市)



<課題解決に活用できる施策②>

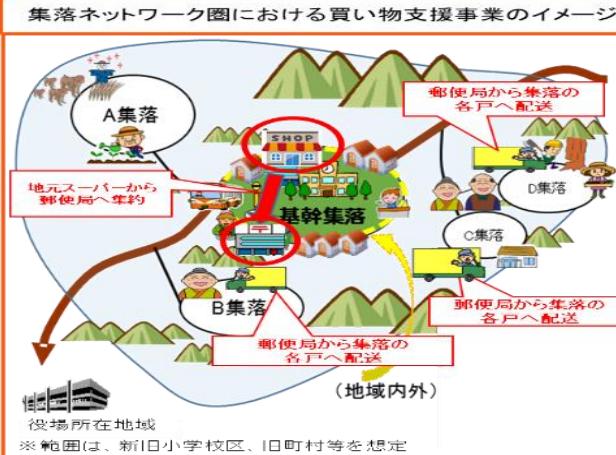


取組例：郵便局における無人販売棚

（参考）
日本郵便が独自に、郵便局の空きスペースを活用して野菜や日用品等の無人販売を行う販売棚を約3,000局（2023年2月時点）の郵便局に設置。

<課題解決に活用できる施策③>

郵便局が主体となった
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業



これまでの取組

- 令和4年度に実証実験を実施。（施策①）
- 都道府県・市町村・郵便局に対して想定事例を周知（3月）。（施策②、③）

今後の取組

- 令和5年度以降、事例の横展開を図る。（施策①）
- 実事例を収集・周知するとともに、郵便局が事業主体となりうる補助事業について、既存の郵便局の取組の活用も含め事例発掘・横展開を図る。（施策②、③）

担当：総務省情報流通行政局郵政行政部企画課 TEL:03-5253-5964
担当：総務省自治行政局地域振興室 TEL:03-5253-5533
担当：総務省自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5536

郵便局を活用した交流拠点づくり

推進工程表⑫

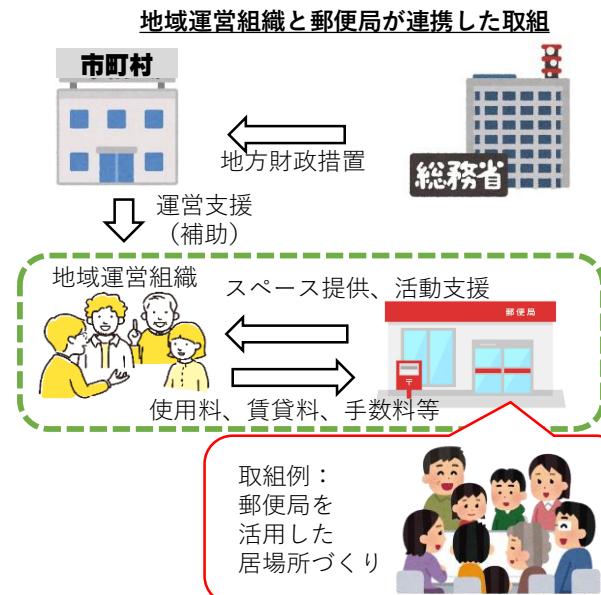
施策の概要

- インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展等により、国民の生活環境やライフスタイルは急速に変化し、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性が希薄化の一途をたどっている。
- 全国津々浦々に存在する郵便局を活用し、地域運営組織による居場所づくりの取組を行う（施策①）
- 郵便局において現在活用されていない遊休スペースを民間事業者等が賃借・リノベーション等を行い、コワーキングスペース等として地域住民に提供を行う（施策②）

郵便局を活用できる理由、郵便局の「強み」

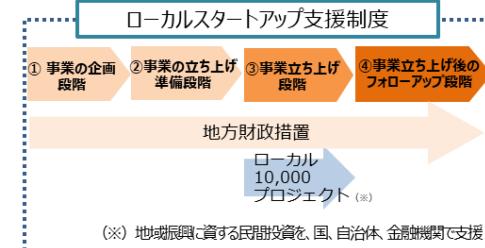
- 郵便局は過疎地など人口が少ない地域においても地域住民の生活圏ごとに拠点を有しており、地域住民が日常的に立ち寄る拠点であることから、当該地域の生活圏を支える地域運営組織（6,064団体）等との連携が可能。

<課題解決に活用できる施策①>



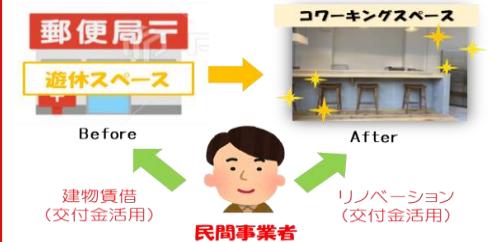
<課題解決に活用できる施策②>

○郵便局の遊休スペースを活用したローカルスタートアップ支援制度の推進



- 事業企画段階から事業後のフォローアップまで、各段階の創業の取組を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」による、スタートアップ支援に取り組む地方自治体を支援

郵便局の活用例



これまでの取組

- 令和4年度に都道府県・市町村・日本郵便に対して想定事例を周知（3月）。

今後の取組

- 令和5年度以降、地域運営組織の研究会において調査設計を行った上で事例を発掘し、横展開を図る。

担当: 総務省自治行政局地域振興室 TEL: 03-5253-5533
担当: 総務省自治行政局地域政策課 TEL: 03-5253-5523
担当: 総務省自治行政局過疎対策室 TEL: 03-5253-5536

スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス

推進工程表⑬

施策の概要

スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスの横展開

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

信頼できる社員によるこれまでのみまもりサービスの経験を活かし、スマートスピーカーを活用したみまもりに適したアプリケーションを開発し、ノウハウを蓄積していること

- 利用者の自宅に置いたスマートスピーカーを通じ、定期的なみまもりサポートを提供

スマートスピーカーを活用したみまもりサービス



これまでの取組

- 令和4年1月から地方公共団体向けの新サービスとして「スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス」を開始。

今後の取組

- デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用等による事例の横展開を図る。

郵便局を活用した空き家対策

推進工程表⑯

施策の概要

郵便局による空き家調査や空き家のみまもりサービス等

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- ・地域に密着した郵便局ネットワークや配達員ネットワーク
- ・日々の業務などで配達地域内の状況に精通している郵便局社員（郵便集配業務を担当する社員）がいること

【空き家調査】

- ・郵便局社員が空き家の現況を確認し、調査結果を地方公共団体に報告



令和2年度郵便局活性化推進事業 「空き家の活用支援」(宮城県東松島市)

これまでの取組

○空き家調査

- ・令和2年度に宮城県東松島市で総務省実証事業を実施。
- ・令和5年1月、三重県玉城町より「空き家調査業務」を受託。

○空き家のみまもり

- ・令和5年2月から「空き家のみまもりサービス」の試行を開始。（～令和6年1月）。

今後の取組

- 郵便局を活用した空き家対策について、事例の横展開を図る。

【空き家のみまもりサービス】（試行中）

- ・空き家近隣の郵便局社員が定期的に現況を確認



郵便局と連携したオンライン診療

推進工程表⑯

施策の概要

郵便局の空きスペースを活用したオンライン診療

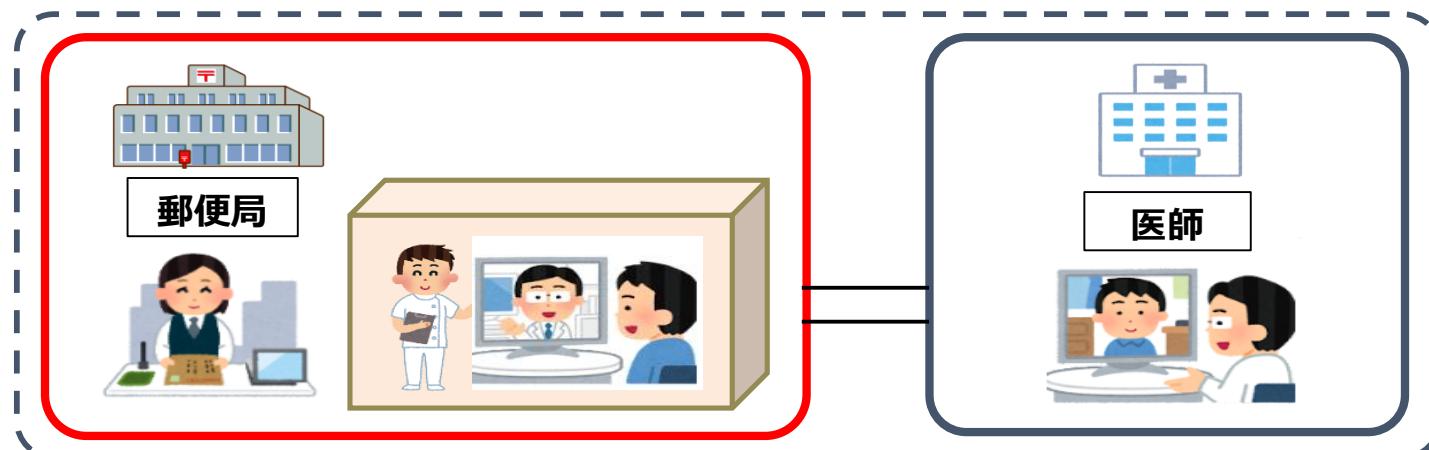
郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

・郵便局の局舎という物理的な建物が全国津々浦々に設置されている（スペースがある）こと

・信頼できる社員がいること

- 現在は、医療提供施設、居宅等（自宅又は老人ホーム）においてのみオンライン診療が可能であるが、厚生労働省によるオンライン診療の受診可能な場所や条件等に係る制度見直しの後、**郵便局の空きスペースを活用することで高齢者等のオンライン医療の確保**を行う。

郵便局の空きスペースを活用したオンライン診療のイメージ



これまでの取組

- 令和4年度中に実証に向けた準備。
- 厚生労働省によるオンライン診療が可能な場所等に係る制度の見直しの検討。

今後の取組

- 厚生労働省によるオンライン診療が可能な場所等に係る制度の見直し。
- 令和5年度以降、必要な実証を行い、その事例を活用して厚労省とともに自治体・医師会に対して働きかけを行う。

備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配達

推進工程表⑯

施策の概要

自治体が局内の倉庫等に備蓄物資（保存食、水等）を保管し、災害時に必要な物資を避難所や在宅避難者の自宅等に配達

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

- ・全国津々浦々に局舎が存在し、住民の認知度が高いこと
- ・車両・バイク等を所有し、域内の施設への配達ネットワークがあること

災害時において速やかに郵便局の施設・車両等の活用が図れるよう、あらかじめ以下のような項目について、郵便局・自治体間の連携を促進する。

○ 備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配達

- ・局内の倉庫に自治体の備蓄物資（保存食、水等）を保管
- ・局内保管物資を含め必要な物資を災害時に避難所等に配達



これまでの取組

- 令和4年度、先行事例を都道府県・市町村の防災部局・日本郵便から収集（～3月）。

今後の取組

- 令和5年度以降、各都道府県及び市町村の防災部局並びに日本郵便あてに先行事例をとりまとめた通知を発出（令和5年度前半）し、事例の横展開を図る。

デジタル地図の地域社会における活用

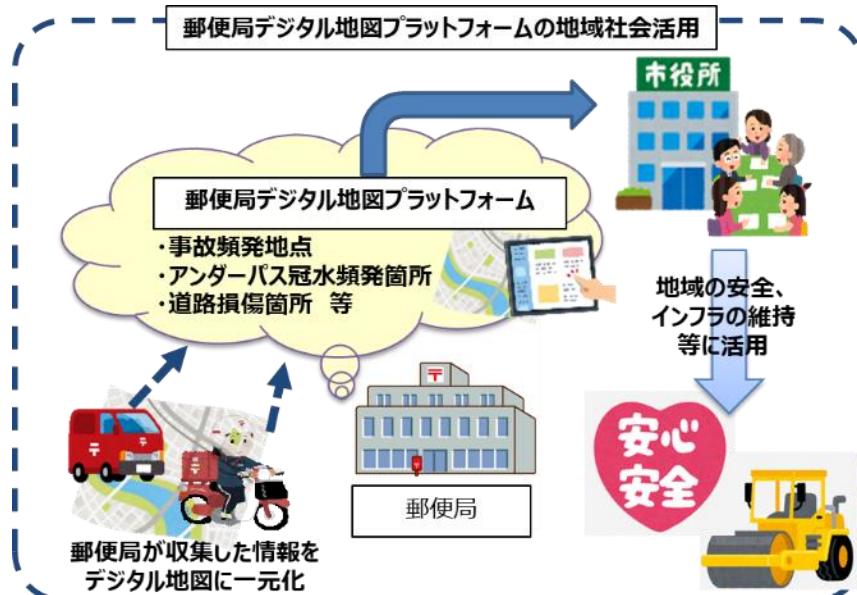
推進工程表⑪

施策の概要

郵政郵便が自社内に構築する「郵便局デジタル地図プラットフォーム」を通じて、デジタル地図に一元化された情報を過疎化が進む地域において地域の安全とインフラの維持が図られるよう地方自治体に提供

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

日々各世帯事業所に対して郵便物を配達する配達ネットワークを通じて地域のインフラ情報を確保可能



日本郵便が「郵便局データ活用推進ロードマップ」に基づき実施する取組に合わせ、郵便局デジタル地図プラットフォームを 通じて、事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷 箇所等の情報を地方自治体に提供するとともに、通信端末で得られた走行データ、街路データ等の空間情報についても、地方公共団体に提供し、地域の安全やインフラの維持管理に活用する実証を実施。

実証を通じて、地方公共団体が求めるデータの要件、ユースケースに基づいた運用指針を策定するとともに、実証で得られた留意点に基づき、必要に応じ郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）を改訂。

今後の取組

- 令和5年度に実証実験、令和6年度以降に実現に向けた調整を行う。

大規模災害等 緊急時の郵便局データの活用

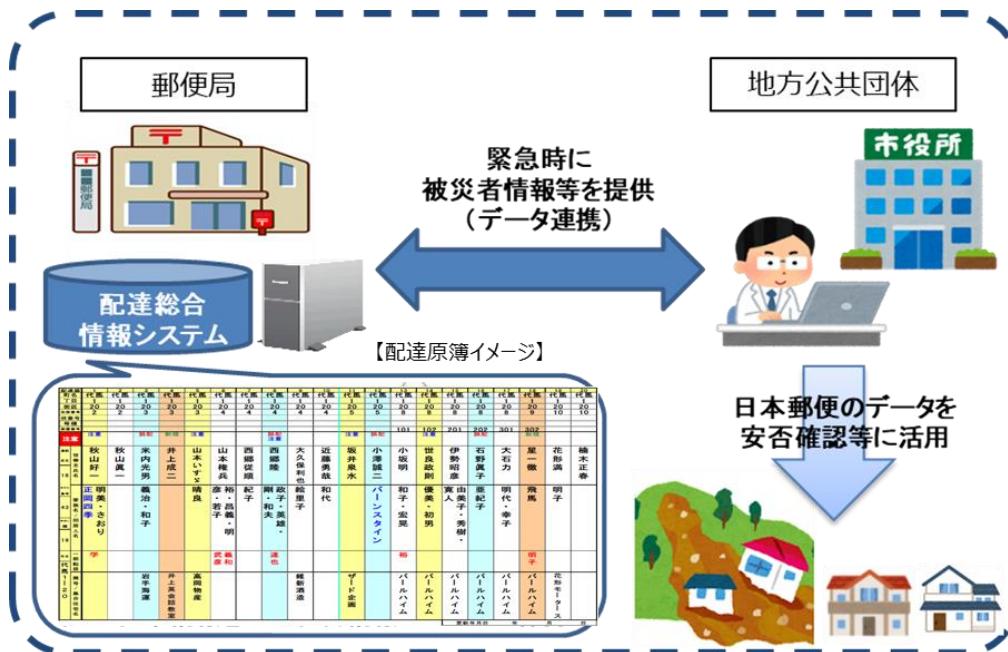
推進工程表⑯

施策の概要

大規模災害時における被災者情報等を日本郵便が配達総合情報システムから地方公共団体に提供

郵便局を活用する理由、郵便局の「強み」

郵便事業を通じた各世帯、事業所に関する膨大なビッグデータを保有していること。



地方公共団体と連携し、**大規模災害等の緊急時を想定**して、日本郵便の配達総合情報システムから**被災者情報等を地方公共団体に提供**する実証を行い、**情報の提供方法や提供に当ってのデータ形式を確立**。

また、日本郵便が全国の市区町村と締結している防災協定（「災害発生時における協力に関する協定」。令和4年3月末現在で全国1,610の市区町村と協定を締結済み）について、**緊急時の情報提供の方法等について追記**した、改訂の**ひな形を策定**。

大規模災害等の**緊急時の情報提供を促進**し、**安否確認等**に資する。

避難所に避難している住民の所在情報の情報共有も促進し、物資・郵便の避難住民への**送達の確保**にも資する。

今後の取組

- 令和5年度に実証実験を行うとともに、公的機関等との協議及び有識者検討会を開催し、令和6年度以降に防災協定の見直し促進など実現に向けた調整を行う。